

繰戻対象震災損失金額に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

付  
表

繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書

繰戻対象震災損失金額 (別表七(一)「10の③」欄の外書)	1	円	繰り戻す還付所得事業年度		繰り戻す繰戻対象震災損失金額
			平	平	3
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	2	(2) の内 訳	平	・	円
			平	・	
			平	・	円
			平	・	

(規  
格  
A  
4)

## 繰戻対象震災損失金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「改正前震災特例法」といいます。）第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限り、以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
  - 2 「繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
    - (1) 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、別表七(一)の「繰越控除の対象となる損失の額 10の③」欄の外書の金額を記載してください。
    - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額2」欄には、「1」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得事業年度（以下「前2年以内
- 還付所得事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。
- (注) 当該事業年度前に前2年以内還付所得事業年度の所得について、既に改正前震災特例法第15条又は法人税法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けている場合、この「2」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
- (3) 「繰り戻す繰戻対象震災損失金額3」欄には、「2」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に繰戻対象震災損失金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。
- 3 平成23年3月11日を含む事業年度の法人税の確定申告書（仮決算の中間申告書は含まれません。）を同年7月1日前に提出した法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに別表七(一)及び「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、添付してください。